

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、児童手当の支給等事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和5年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行う。また、受給者に関して、児童手当の支給を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 2 受給者の認定審査、受給者・児童の管理
③システムの名称	1 児童手当システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1「56」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第2「74、75」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第40条、第40条の2 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2「26、87」 主務省令第19条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 児童課
②所属長の役職名	児童課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 健康福祉部 児童課 電話番号 0562-83-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東浦町は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特別個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東浦町は、児童手当支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 ①. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②. 事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 2 情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行う。また、受給者に関して、児童手当の支給を行いう。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 2 受給者の認定審査 3 受給者・児童の管理	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 ③. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1「56」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号)第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1「56」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第44条	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 ④. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ⑤. 法令上の根拠	(情報提供) 別表第2「26、30、87」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19条、第44条 (情報照会) 別表第2「74、75」 主務省令第40条	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、30、87」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19条、第44条 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「74、75」 主務省令第40条	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 ⑥. 評価実施機関における担当部署 ⑦. 所属長	児童課長 馬場 厚己	児童課長 神谷 敏彦	事後	
平成28年1月15日	II しきい値判断項目 ①. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成28年1月15日	II しきい値判断項目 ②. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 ⑤. 評価実施機関における担当部署 ⑥. 所属長	児童課長 神谷 敏彦	児童課長 杉浦 洋介	事後	
平成29年7月5日	II しきい値判断項目 ①. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月5日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年7月5日	II しきい値判断項目 ②. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月5日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 ④. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ⑤. 法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、30、87」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19条、第44条 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「74、75」 主務省令第40条	(情報照会) 番号法第19条第7号 别表第2「74、75」 主務省令第40条、第40条の2 (情報提供) 番号法第19条第7号 别表第2「26、87」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19条、第44条	事後	
平成30年12月26日	II しきい値判断項目 ①. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成30年12月26日	II しきい値判断項目 ②. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 ⑤. 評価実施機関における担当部署 ⑥. 所属長	児童課長 杉浦 洋介	児童課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「74、75」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第40条、第41条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、87」 主務省令第19条、第44条	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「74、75」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第40条、第40条の2 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、87」 主務省令第19条、第44条	事後	
令和2年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 児童手当システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム	1 児童手当システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム	事後	
令和3年10月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年10月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	